

【国指定・国宝（建造物）】

きりしまじんぐうほんでん・へいでん・はいでん

霧島神宮本殿・幣殿・拝殿



令和4年2月9日国宝指定（同神宮勅使殿，登廊下は国重要文化財(建造物)）



■ 所在地 霧島市霧島田口2608番地5

■ 所有者 宗教法人霧島神宮

■ 特 徴

霧島神宮は、天照大神(あまてらすおおみかみ)の神勅を受けて高千穂峰に天降ったとされる瓊瓊杵尊(ににぎのみこと)を主祭神としています。現在の社殿は正徳5(1715)年に島津吉貴によって復興されたものです。境内は、勅使殿から登廊下を介し、拝殿，幣殿を経て、最も高い位置に本殿を構えています。とくに拝殿から本殿へは、急勾配の階段で段差をつけて高低差を表現する躍動感あふれた構成をもっています。いずれの建物も質がよく、要所を丸彫彫刻や絵画で装飾し、極彩色，漆塗，朱塗で仕上げる豪華な仕様であり，近世に発達した建築装飾意匠の集大成の一つであると評価されるとともに，東アジア圏に分布し，我が国では南九州に伝わる龍柱の代表的な事例として文化史的な意義も深いとされました。